

平成29年1月26日
(土木部入札審査委員会決定)

石川県建設工事請負業者の指名停止期間の変更について

1 指名停止期間を変更する業者名及び住所

開成工業(株) 熊本県熊本市北区植木町石川450-1

2 変更後の指名停止期間

平成28年12月28日から平成29年 2月27日まで (2箇月)
[従前:平成28年12月28日から平成29年 1月27日まで (1箇月)]

3 指名停止の変更理由

上記有資格者の元東北営業所長が、東北農政局の発注した東日本大震災の復旧工事の入札に関し、平成28年11月28日、贈賄の容疑で山形県警に逮捕されたため、本県では、同年12月28日に指名停止措置を行った。

今般、同年12月19日、山形地検が同元東北営業所長を贈賄罪と、新たに公契約関係競売入札妨害罪で起訴したことが明らかとなったため、指名停止期間を2箇月に変更する。

4 石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱

第4条

(指名停止期間の特例)

5 指名停止中の有資格業者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び次条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。(略)

別表第2 (贈賄及び不正行為等に基づく措置基準)

措置要件	期間
(贈賄) 3 次のア又はイに掲げる者が石川県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 一般役員等	1箇月以上 3箇月以内

土木部監理課 入札・契約G
担 当 越田
内 線 5023
外 線 076-225-1712